諮問番号:令和5年度諮問第1号

答申番号:令和5年度答申第1号

答 申 書

審査請求人が令和5年4月4日付け提起し、及び令和5年5月16日付け補正した処分庁(滝沢市長)による、戸籍の附票の写しの不交付決定処分(令和5年1月25日付け3383号により通知を行った処分。以下「本件処分」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却するのが妥当である。

- 第2 審査請求人の主張の要旨
 - 1 審査請求の趣旨

審査請求人は、「本件処分を取り消すこと」を審査請求の趣旨としている。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和5年1月23日、審査請求人は、処分庁に対し、審査請求人の子(以下「本件対象者」という。)の戸籍の附票の写しの交付を請求した(以下「本件交付請求」という。)。

令和5年1月25日、処分庁は、本件対象者に対し、住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための支援措置(以下「支援措置」という。)が実施されていることを理由に、本件処分を行い、同日付けで交付をできない旨の付箋を同封して申請書類一式が処分庁より返送された。

本件対象者に対しての支援措置(以下「本件支援措置」という。)の原因となる 本件対象者による支援措置の申出は、本件対象者の妄想及び虚偽の供述に基づくも のであり、審査請求人から本件対象者へ危害を加えた事実はない。

本件処分は、事実誤認に基づく本件支援措置の実施により、戸籍の附票の写しの 不交付決定処分がなされたものであり、不当である。

(2)本件交付請求は、本件対象者の親として、重大な事件・事故があった場合の扶養 監督義務の履行、生活困窮時の扶養養育義務の履行、親死亡時の遺産分割協議等を 行う際の連絡先を知るという正当な権利行使を目的とするものであり、本件請求は 「不当な目的」には当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却するのが相当である。

2 判断の理由

(1) 支援措置の実施について

処分庁は、住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護を具体化するための取扱いを定めた住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事宛て通知。以下「事務処理要領」という。)中の手続に則り、支援措置の必要性を確認しており、処分庁が被害者及び加害者双方の意見を聴取しあるいは証拠資料等を直接取り調べる等の調査を行うことを定める法令の規定はない。また、法の趣旨からもそのような義務を処分庁に課すことは妥当ではないから、処分庁の対応に手続上の違法性は認められない。

(2) 戸籍の附票の交付申請の正当性について

本件支援措置の決定において加害者とされる審査請求人からの本件交付請求について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第20条第5項が準用する同法第12条第6項の「不当な目的」があるものとみなして請求を拒否したことは事務処理要領に基づく支援措置として適法性を有するものであり、誤りはない。

第4 審査会の調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

- 1 令和5年10月20日 審査庁から審査会に対する諮問書の受理
- 2 令和5年11月17日 審査会による調査審議

第5 審査会の判断

1 住民基本台帳事務における支援措置に係る法令等の規定について

国は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第2条の2及び同法第9条の規定を受け、住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護を具体化するための取扱いを支援措置として事務処理要領中に定めており、その概要については次のとおりである。

(1)支援の必要性の確認について

事務処理要領第5-10-イー(ア)では、支援措置の実施を求める旨の申出を受け付けた市町村長は、申出者が被害者に該当し、かつ、加害者が当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談センター、児童相談所等(以下「相談機関等」という。)の意見を聴取し、又は、裁判所の発行する保護命令決定書の写し等の提出を求めることにより支援の必要性の確認をする旨を定めている。

(2) 支援措置の内容について

事務処理要領第5-10-コー(イ)は、市町村長は、支援対象者に係る戸籍の 附票の写しの交付について、「(A)加害者が判明しており、加害者から請求又は 申出がなされた場合 不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。ただし、(ア)-A-(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。」と定めている。

2 本件処分及び支援措置の必要性について

(1) 本件処分について

支援措置とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、その申出により、市町村長が加害者から被害者に係る住民票や戸籍の附票の写し等の交付請求を受けた場合に、これを拒否する等の措置を行う制度である。

国及び地方公共団体には、DV防止法第2条に基づく被害者保護等を図る責務があり、また、国は、同法第2条の2第1項の基本方針及び同条第2項各号の市区町村の指針となる被害者保護等に関する基本的事項等の1つとして、事務処理要領第5-10において支援措置制度について定めている。

本件においては、本件対象者より支援措置の申出がなされ、処分庁はこの事務処理要領に従い、支援措置の必要性を認定し、本件対象者に係る支援措置を決定した (以下「本件支援措置決定」という。)。

このことから、本件処分は、本件支援措置の存在を理由に、事務処理要領に従い、住基法第20条第5項、同法第12条第6項の規定を適用して戸籍の附票の写しの交付を拒否する措置を適正に行ったものと認められる。

(2) 支援措置の必要性の認定の当否について

事務処理要領では、支援措置の必要性の確認方法について相談機関等の意見を聴取するか、裁判所の発行する保護命令決定書の写しの提出を求めること等により確認することを定めており、それ以上に処分庁が直接に事実関係の調査等を行うべきとする定めはない。

本件において、処分庁は、本件支援措置決定を行うに際し、本件支援措置に係る申出書に、①申出者の欄に本件対象者の氏名、加害者の欄に審査請求人の氏名、申出者の状況の欄には、DV、ストーカー行為等、児童虐待等に準ずる行為の被害者である旨記載されていること、②相談機関等の意見の欄に「上記申出者の状況に相違ないものと認める」との意見が記載され、相談機関の長の公印が押印されていることを確認した。

そうとすれば、処分庁は、本件支援措置に係る申出書に記載されている相談機関等の意見をもとに本件対象者に係る支援措置の必要性を確認したものであり、事務処理要領第5-10-4-(ア)に定める確認措置(以下「確認措置」という。)に基づき、適正に支援措置の必要性を確認したものと認められる。

この点、審査請求人は、本件支援措置の原因とされる本件対象者に対する危害を加えた事実は無く、本件対象者の「虚言癖」、「妄想」等に基づく相談機関等からの意見が誤っており、本件処分の前提に事実誤認があると主張する。

しかし、事務処理要領第5-10-イが、所定の相談機関等からの意見聴取をもって支援措置の必要性を確認する旨を定めているのは、対象とする加害行為の特性等を踏まえ、被害者に対する支援措置を実効性あるものとし、被害を未然に防止するために合理性があると認められ、確認措置以上の調査を求めないのがその趣旨であると解される。確認措置の他に処分庁において、加害者、被害者双方の事情聴取や証拠収集等の調査を行わなければ支援措置ができないとすることは、上記趣旨の要求を超えるものであり、支援措置の実効性を妨げ被害者保護の制度趣旨に反するものと解される。

したがって、審査請求人が主張する、本件対象者の「虚言癖」、「妄想」等については審査請求人の主観に基づくものであるが、仮に本件対象者の言動及び行動が事実ではないとしても、処分庁には、確認措置の範疇を超えて加害行為の有無や本件対象者の生活状況等について、審査請求人及び本件対象者からの意見聴取や証拠調べ等の調査を行うべき義務はない。

以上のことから、処分庁は、事務処理要領に基づく確認措置を適正に行い支援措置の必要性を確認したのであるから、適法に支援措置の必要性を認定したといえる

以上のことから、本件支援措置の必要性の認定について違法性、不当性は無いと 認められる。

3 本件交付請求に「不当な目的」への該当性を認めたことの当否について

審査請求人は、本件交付請求は、子である本件対象者の親として、重大な事件・事故があった場合の扶養監督義務の履行、生活困窮時の扶養養育義務の履行、親死亡時の遺産分割協議等を行う際の連絡先を知るという正当な権利行使を目的とするものであり「不当な目的」ではないと主張する。

事務処理要領第5-10-コに基づく支援措置の内容は、支援措置において加害者とされる者からの交付請求については、不当な目的があるものとして請求を拒否する旨を定めており、主観的な目的の内容に関わらず、客観的に住基法第20条第5項、同法第12条第6項の不当な目的があるものとみなして請求を拒否する仕組みとなっている。このことについても、被害者に対する支援措置を実効性あるものとするために合理性があると認められる。

したがって、処分庁が、本件支援措置により加害者とされる審査請求人からの本件交付請求について、審査請求人の利用目的に関わらず、不当な目的があるとして本件交付請求を拒否したことは、事務処理要領第5-10-コに基づく支援措置として適法性を有するものであり、住基法第20条第5項、同法第12条第6項を適用したことに誤りはない。

また、本件対象者は既に成人年齢に達していることから、審査請求人は民法(明治

29年法律第89号)第818条に規定する親権者ではないため、同法820条に規定する、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う者及び同法第822条に規定する子の居所を指定する権利を有する者ではない。民法第877条に規定する扶養義務についても、同法第879条に規定する家庭裁判所が定める手続によって履行することが可能であることから、戸籍の附票を直接、審査請求人に交付すべき正当な理由があるとは認められないと当審査会は判断する。

以上のことから、本件交付請求が「不当な目的」に該当するとしたことについて、 違法性、不当性は無いと認められる。

- 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- 5 結論

審査請求人及び処分庁の主張、審理員意見書の内容等を検討した結果、本件処分は 国の事務処理要領及び法制度の趣旨に則ったものであり、違法又は不当な点は無いと 認められ、本件審査請求には理由がないことから、当審査会は「第1 審査会の結論 」のとおり答申する。

以上

令和5年12月14日

淹沢市行政不服審查会 会長 石 堂 淳 委員 内 田 浩 委員 斎 藤 千加 委員 高 橋 耕 委員 松 下 壽